



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 人事委員会規則
 - *9 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - *309 昭和49年和歌山県告示第713号(環境基準に係る水域の指定等)の一部改正(環境管理課)..... 2
 - 310 換地処分の完了 (農業農村整備課)..... 2
 - 311 保安林の指定 (森林整備課)..... 2
 - 312 保安林の指定施業要件の変更 (")..... 3
 - 313 " (")..... 3
 - 314 " (")..... 3
 - 315 基本測量の実施 (技術調査課)..... 4
 - 316 道路の区域変更 (道路保全課)..... 4
 - 317 道路の供用開始 (")..... 4
 - *318 平成29年和歌山県告示第512号(和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定)の一部改正 (都市政策課)..... 5
- 人事委員会告示
 - 7 平成19年和歌山県人事委員会告示第2号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)の廃止 5
- 選挙管理委員会告示
 - *16 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正 5
- 和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令
 - *1 和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令(青少年・男女共同参画課)..... 6
- 公告
 - 日置港小型船舶泊地、-2.5m物揚場(1)、-2.5m物揚場(2)及び日置小型船舶係留施設の指定管理者の指定 (港湾空港振興課)..... 7
- 公営企業管理規程
 - *1 和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程 7

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第9号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
略	略	略	略
条例第2条第1項第2号に該当する団体	略 <u>公益社団法人2025年日本国際博覧会協会</u> <u>地方税共同機構</u>	条例第2条第1項第2号に該当する団体	略 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第309号

昭和49年和歌山県告示第713号（環境基準に係る水域の指定等）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

別表水域の欄中「仮堰」を「小雑賀橋」に改める。

和歌山県告示第310号

令和3年1月19日付けで計画決定した県営換地計画（県営中山間総合整備事業下丹生谷地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

令和3年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字楠本字結城1840、1844の1、1846の3、1850の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
有田郡有田川町大字楠本字結城1840、1844の1（次の図に示す部分に限る。）、1846の3、1850の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第312号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紀の川市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第313号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第314号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第315号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市七番丁24番1地先から 同市七番丁17番地先まで	旧	19.85 } 19.94	99.15	
同上	新	23.15 } 24.23	99.15	

和歌山県告示第317号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

道路の種類 県道

路線名 和歌山停車場線

供用開始の区間 和歌山市七番丁24番1地先から同市七番丁17番地先まで

供用開始の期日 令和3年4月1日

和歌山県告示第318号

平成29年和歌山県告示第512号(和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定)を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1項の表農林水産物の部イタドリの項中「田辺市」を「田辺市 日高川町」に改め、同部ジビエ(イノシシ肉)の項及びジビエ(シカ肉)の項中「田辺市」を「田辺市 かつらぎ町 有田川町」に改め、同部ブドウハゼの項中「紀美野町」を「有田市 紀美野町 有田川町」に改め、同部ワサビの項中「かつらぎ町」を「御坊市 かつらぎ町」に改める。

第1項の表農林水産物以外のものの部医農薬中間品の項の前に次のように加える。

あんぼ柿	かつらぎ町
------	-------

第1項の表農林水産物以外のものの部^{ひわだぎ}檜皮茸きの項の次に次のように加える。

ビール	有田川町
-----	------

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

平成19年和歌山県人事委員会告示第2号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)は、廃止する。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平田健正

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第16号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

表中

「 海南市ひや水162番地1 海南市日方1519番地10 」	「 ひや水地区集会所 海南保健福祉センター 」	を
「 海南市ひや水162番地1 」	「 ひや水地区集会所 」	に、

「 海南市下津町引尾756番地1
海南市下津町下津3066番地16

旧仁義小学校体育館
下津港湾防災会館

を

「 海南市下津町引尾756番地1

旧仁義小学校体育館

に、

「 海南市下津町下津500番地1

海南市民交流センター

を

「 海南市下津町下津500番地1
海南市日方1525番地6
海南市下津町下津3066番地16

海南市民交流センター
海南市民交流施設
下津港湾会館

に

改める。

和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

和歌山県訓令

和教委訓令第1号

和歌山県警察本部訓令

庁中一般
振興局
保健所
警察署

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

和歌山県警察本部長 新家 和仁

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令

和歌山県訓令

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程（平成11年和歌山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のよう

和歌山県警察本部訓令

に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(幹事) 第3条 略 2 幹事は、次の表の課室長の職にある者をもって充てる。		(幹事) 第3条 略 2 幹事は、次の表の課室長の職にある者をもって充てる。	
知事部局	広報課 総務課 企画総務課 文化学術課 県民生活課 青少年・男女共同参画課 福祉保健 総務課 子ども未来課 薬務課 商工観光労働総務課 労働政策課 農林水産総務課 県土整	知事部局	広報課 総務課 企画総務課 県民生活課 青少年・男女共同参画課 福祉保健総務課 子ども未来課 薬務課 商工観光労働総務課 労働政策課 農林水産総務課 県土整備総務課

	備総務課		
教育委員会	総務課 教育課	生涯学習課 義務教育課	県立学校教育課 教育支援課
略	略		

教育委員会	総務課 教育課	県立学校教育課 生涯学習課	義務教育課
略	略		

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、日置港小型船泊地、-2.5m物揚場(1)、-2.5m物揚場(2)及び日置小型船舶係留施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 白浜町
和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業財務規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第11条関係） 勘定科目表 収益 (1) 工業用水道事業					別表（第11条関係） 勘定科目表 収益 (1) 工業用水道事業				
款	項	目	節	備考	款	項	目	節	備考
工業用水道事業収益	営業収益	略 受託工事 収益 繰延運営 権対価収 益 運営権者 更新投資 収益 略	略	略	工業用水道事業収益	営業収益	略 受託工事 収益	略	略
	略					略	略		

(2) 土地造成事業

款	項	目	節	備考
土地造成事業 収益	営業収 益	略 受託工事 収益 繰延運 賃対価 収益 運賃者 更新投 資 収益 略	略	略
	略			

費用

(1) 工業用水道事業

略

(2) 土地造成事業

略

資産

固定資産

(1) 工業用水道事業

略

(2) 土地造成事業

略

土地造成勘定

略

流動資産

略

資本

資本金

略

剰余金

略

負債

固定負債

略

流動負債

略

(2) 土地造成事業

款	項	目	節	備考
土地造成事業 収益	営業収 益	略 受託工事 収益	略	略
	略	略		

費用

(1) 工業用水道事業

略

(2) 土地造成事業

略

資産

固定資産

(1) 工業用水道事業

略

(2) 土地造成事業

略

土地造成勘定

略

流動資産

略

資本

資本金

略

剰余金

略

負債

固定負債

略

流動負債

略

繰延収益

款	項	目	備考
繰延収益	略 長期前受金 収益化累計額 繰延運営権 対価 繰延運営権 対価収益化 累計額 運営権者更 新投資 運営権者更 新投資収益 化累計額		略

繰延収益

款	項	目	備考
繰延収益	略 長期前受金 収益化累計額		略

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。